

房総地方に伝わる不動明王の一図像に関する考察

見 田 隆 鑑*

An Iconographic Study of Fudō-Myōō (Acalanatha) Sculptures
in the Boso District

Takaaki MITA

はじめに

千葉県内には他の地域では確認することができない図像上の特徴をあらわす不動明王像が数例残っており¹⁾、いずれも平安時代(10世紀末から11世紀前半頃)の作品である。坐像、立像の違いや、細部の表現には差異が見られるものの、特にその髪型と面貌にはこの地域に伝わった不動明王の図像、またこの地域で信仰対象とされた不動明王のひとつの姿として、限られた時期ではあるが何らかの規範性を持つ姿であったことがうかがえる。

これらの作品については既に先行研究²⁾も存在し、各像の詳細について新たに追記できる情報は限られるが、本稿では特に不動明王の経典・儀軌(以下、経軌)やそれに基づき作られた修法次第とこれらの不動明王像の姿との関係性に焦点をあてながら、これらの尊像が房総地方という一地域に現れた特異な尊像ではなく、教学研究に基づいて信仰対象として具現化された尊像である点を改めて確認していきたい。

第1章 考察対象とする作品の概要

本稿で特に考察の対象とする作品は以下の5例である。

- ①千葉市・大聖寺 不動明王坐像
- ②睦沢町・長昌寺 不動明王坐像
- ③いすみ市・宝泉寺(小又井観音) 不動明王立像
- ④南房総市・小松寺 不動明王立像(1)
- ⑤南房総市・小松寺 不動明王立像(2)

このうち、秘仏のため拝観が不可能な大聖寺像を除く4つの作例については、平成27年度に実地調査の機会を得ることができた³⁾。大聖寺像に関しては『千葉市の仏像』⁴⁾の掲載資料をもとに考察する。

* 文化情報学部 文化情報学科

① 千葉市・大聖寺 不動明王坐像 像高63.5cm (図版1, 2)

不動堂の厨子内に安置される秘仏で、ヒノキ材の一木造の尊像である。制作年代は11世紀前半頃と考えられている。

一面二臂の姿で、右手に剣、左手に羂索を持ち、右足を外に半跏趺坐する。髪は直毛で頭に鉢巻状の冠帯をあらわし、髪を頭頂部に集めて蝶結び（8字形、花結び）にし、残りの髪を集めて左肩前に垂下する。垂下部には七箇所括り（各紐一条）をあらわし、先端は房状に垂らす。眉間に皺を寄せ、右眼は開き、左目は瞼を閉じる相貌をあらわす。口はへの字に結び、右側に上向きの牙、左側に下向きの牙があらわされる。条帛、裙を身に着け、胸飾と臂釧、腕釧をあらわす。

② 睦沢町・長昌寺 不動明王坐像 像高87.3cm (図版3～図版8)

本像は睦沢町之上郷の山田谷不動堂に安置された不動明王坐像で、曹洞宗の寺院である長昌寺の管理となっており、現在は睦沢町歴史民俗資料館の展示ケース内に安置されている。平成13年7月から平成14年3月にかけて保存修理が行われており、詳細な修理報告書⁵⁾がまとめられている。カヤ材の一木造の作品で、制作年代は10世紀後半頃と考えられる。

一面二臂の姿で、右手に剣、左手に羂索を持ち、右足を外に結跏趺坐する。髪は直毛で頭に鉢巻状の冠帯（列弁文+紐二条+列弁文）をあらわし、髪を頭頂部に集めて蝶結び（8字形、花結び）にし、残りの髪を集めて左肩前に垂下する。垂下部には現状は六箇所括り（各紐二条）をあらわし、先端は房状に垂らす。額にH字状の窪みをあらわすとともに、眉間に皺を寄せ、右眼を開き、左目は瞼を閉じる相貌をあらわす。口はへの字に結び、右側から上向きの牙、左側から下向きの牙があらわされる。三道相をあらわす。条帛、裙を身に着け、胸飾（紐二条+連珠文+紐二条+列弁文の構成）と臂釧（紐二条+連珠文+紐二条+列弁文の構成）、腕釧（紐二条+列弁文の構成）をあらわす。

③ いすみ市・宝泉寺 不動明王立像 像高139.3cm (図版9～図版12)

本像は宝泉寺本堂向かって右手に安置される不動明王立像で、二童子像とともに安置されている。後補の彩色が施されているが、長昌寺像とほぼ同じ時期に制作された尊像ではないかと考えられる。現状は背板や体側材などが外れた状態で安置されており、右腕も肩の丸柄から外れて足下に置かれている状態であった⁶⁾。

銘文などの記録としては像の左体側部（体幹部材）に再興時に書かれた墨書（図版13）が、別の板材に安政3年（1856）の再興銘（図版14）が確認できる。二童子（図版15・16）はともに焰髪をあらわすなど不動明王とともにあらわされる二童子像としてはやや変わった表現が見られるが、不動明王と同様に平安時代の作品と考えられる。

一面二臂の姿で、右手に剣、左手に羂索を持ち、岩座の上に立つ。髪は直毛で頭に鉢巻状の冠帯をあらわし、髪を頭頂部に集めて蝶結び（8字形、花結び）にし、残りの髪を集めて左肩前に垂下する。垂下部には左耳前あたりで一箇所括りをあらわし、先端は房状に垂らす。眉間に皺を寄せ、右眼は開き、左目は瞼を閉じる相貌をあらわす。現状は両目に後補の玉眼が嵌められている。口はへの字に結び、右側に下向きの牙、左側に上向きの牙があらわされる。条帛、裙を身に着け、胸飾と臂釧、腕釧をあらわす。条帛は長昌寺像に

近い纏い方をしている。裙は膝上まで捲れあがらず、脛のあたりが少し見える感じで身に着ける。

④ 南房総市・小松寺 不動明王立像(1) 像高139.0cm (図版17～図版20)

本像は小松寺本堂の須弥壇上向かって右手に安置される不動明王立像で、現状は秘仏・葉師如来立像を本尊とし、その右方に安置される毘沙門天立像と対になって安置されているが、毘沙門天立像は別手の作品であり、当初から不動・毘沙門を両脇侍とする形式をとって制作された不動明王立像かどうかは分からない。制作年代は11世紀前半頃と考えられる。

本像は毘沙門天立像とともに平成11年に千葉市美術館で行われた特別展『房総の神と仏』に展示されているが、その後、平成12年1月から平成13年3月にかけて保存修理が行われており、その報告書もまとめられている⁷⁾。像の規模や構造は、先の宝泉寺像とも通じるところがある。

一面二臂の姿で、右手に剣、左手に羂索を持ち、岩座の上に立つ。髪は直毛で頭に鉢巻状の冠帯(中心に三連菊座をあらわす花飾り、帯は列弁文+紐一条+連珠文+紐一条の構成からなる)をあらわし、髪を頭頂部に集めて蝶結び(8字形、花結び)にし、残りの髪を集めて左肩前に垂下する。垂下部には七箇所括り(各紐二条)をあらわし、先端は房状に垂らす。眉間に皺を寄せ、右眼は開き、左目は瞼を閉じる相貌をあらわす。口はへの字に結び、右側に下向きの牙、左側に上向きの牙があらわされる。条帛、裙を身に着け、胸飾と臂釧(花型飾りを中心にあらわし、紐一条+連珠文+紐一条+列弁文の構成、リボン状の布をわたす)、腕釧(紐一条+連珠文+紐一条+列弁文の構成)をあらわす。条帛は長昌寺像、宝泉寺像に近い纏い方をしている。裙は膝上まで捲れあがらず、脛のあたりが少し見える感じで身に着ける。

⑤ 南房総市・小松寺 不動明王立像(2) 像高96.2cm (図版21～図版26)

本像は小松寺本堂向かって右側の脇壇上に安置されてる三尺の不動明王立像である。一木造の像で、腰下から膝辺りまでは背面から削り、背板をあてて蓋をしている。制作年代は④の像に近く、11世紀前半頃ではないかと思われる。

一面二臂の姿で、右手に剣(現状欠失)、左手に羂索を持ち、後補の箱形の台座の上に立つ。髪は直毛で頭に鉢巻状の冠帯をあらわし、髪を頭頂部に集めて、残りの髪を集めて左肩前に垂下する。頭頂部には突起を残すがこの部分が当初何をあらわしたのかは現状では不明である。垂髪は左耳側面の前後を通して再び一束にまとまり、左肩前に垂下する。両目は右眼は開き、左目は瞼を閉じる相貌をあらわす。口はへの字に結び、右側に上向きの牙、左側に下向きの牙があらわされる。条帛、腰布、裙を身に着け、装身具には胸飾と腕釧をあらわす。

第2章 各像の頭部に見られる特徴的な図像について

これらの尊像の頭部の図像と表現方法には1つの類似した感覚を確認することができる。それは、これらの尊像の頭髪はみな直毛で巻髪を部分的にもあらわさない点であり、

また一端頭頂部に髪をまとめ蝶結び（8字形、花結び）とし、残りの髪をまとめて左耳前に垂下して、その垂下部に紐の括りをあらわす点である。

紐の括りは大聖寺像、小松寺像(1)が7つ、長昌寺像が6つ、宝泉寺像が1つであり、その数は必ずしも統一されていないが、宝泉寺像の垂下部は後補のため、当初は他の像と同様に6つもしくは7つであった可能性も考えられる。不動明王の髪の括りの数にはこの他にも3つや5つ、現状の宝泉寺像のような1つの括りもあるため、後補である以上、正確な姿は不明とせざるをえない。

また、どの像も冠帯をあらわし、特に大聖寺像、宝泉寺像、小松寺像(1)の3体は頭の左右から頭頂に向けて結い上げる髪の流れがしっかりと表現されている。長昌寺像は頭部左側面の髪を頭頂に結い上げる髪束は辮髪と重なることかもしれないが、先の3例のように明確にその流れがあらわされていない点に違いも見られる（図版6）。小松寺像(2)も右側面から見ると（図版25）のように頭頂に梳き集める流れがあらわされている。

先行研究では、この梳き上げる髪に「焰髪状」という表現が用いられる場合があるが、実際に髪際左右に冠帯をわたる焰髪をあらわす京都・神泉苑像や奈良・玄奘庵像、兵庫・伽耶院像などとは表現の意図が異なるものである。

また、不動明王の辮髪には胸辺りまで長く垂らすものと、肩もしくは肩下辺りに垂らすものがあるが、どの像も左肩からやや肩下位まで垂らす表現がなされている点も共通する特徴の1つとして指摘できる。

小松寺像(2)については、他の4例と頭髪の処理が異なるが、頭頂部に髪を集め、そこからいわゆる辮髪を垂らす姿である点は共通する。現状は頂部に何かを表現していた突起が残る⁸⁾（図版24）が、あるいは蝶結びに束ねる髪が別材で制作され、頂部の柄に嵌め込まれていた可能性も考えられる。また、小松寺像(2)は辮髪が2束に分かれて左耳上部の前後を通過して垂下する点（図版26）も他像とは異なる表現が見られる。

頭部の図像では、頭髪のみでなく、面貌もほぼ共通した特徴がみられ、どの像も右眼を開き、左眼を細める仕草をし、閉口した口元から上下に牙を出す表現がなされている。ただし、牙の上下は、大聖寺像と長昌寺像、小松寺像(2)が右は上向き・左は下向き、宝泉寺像と小松寺像(1)が右は下向き・左は上向きと違いが見られる⁹⁾。

これらの表現の中で、頭頂部で蝶結びに髪を結う表現については、先行研究ではMOA美術館所蔵『諸尊図像』に収録される「普賢延命曼荼羅」に描かれる不動明王（図版27）に類似した表現が見られることが指摘され¹⁰⁾、また頭頂部に集めた髪をいわゆる辮髪として垂下する表現は、西安碑林博物館の石彫不動明王坐像やシカゴ・フィールド自然史博物館所蔵の石彫不動明王坐像など中国・唐代の不動明王像に先例が見られることも指摘されている¹¹⁾。

面貌については、醍醐寺所蔵『不動図巻』に収録される「不動御頭（玄朝様）」（図版28）のような、いわゆる玄朝様の不動明王画像との関係性も指摘されており、特に大聖寺像について山岸氏が「殊に大聖寺像の飄逸味のある忿怒の表情は玄朝様に近く、面部にとりわけ意を用いている同像が玄朝様に類する画像をその本歌として用いた可能性も一考に値しよう」と指摘するように、表情自体にも確かにこの玄朝様の「不動御頭」のような図像を踏襲した感覚もうかがえる。

しかし、「不動御頭（玄朝様）」は頭髪に巻髪の表現を含んでおり、頭頂部にもいわゆる

“七莎髻”と呼ばれる花形に結われた七束の髻があらわされており、これら5例とはかなり異なる特徴もある。また、なぜ面部の表現のみに玄朝様図像の相貌が選択される必要があるのかもやや疑問が残る。

これらの5例と全く共通する白描図像は現在のところ確認することができず、具体的な作例も千葉県内に残る上記の彫像作例を除いて確認することができていない。

では、これらの作例に見られる図像が不動明王という一尊格を考えた時、極めて特殊なものであるかと言えば、その経軌や修法次第に照らして行くと、空海請来図像としての「高雄曼荼羅様」や円珍請来図像としての「三井様（円珍様）」など国内の不動明王像の作例の中で極めて規範性の強い図像よりも寧ろ経軌や修法次第の内容に適合する表現がなされているようにも思われる。

次章では具体的に作品と経軌等の記述とを対照させながら考察を加えていきたい。

第3章 経典・儀軌、修法次第からみた各像の頭部の表現について

千葉県内に残るこれらの作品について、山岸氏は頭頂近くから髪が垂下する点については、『大日経』に記される「頂髪垂左肩」という経文の内容を踏襲したと考えられる中国・唐代の作例をその先例として指摘し、面貌表現については天地眼や牙上下出の形相は安然の不動十九観によるものであると指摘している。特に大聖寺像に関しては先に記したように玄朝様の不動明王に類する画像を本歌として用いた可能性も指摘している。

水野敬三郎氏は、長昌寺像について『大日経疏』に見られる記述¹²⁾とこの像の姿が適うものと捉え、また、「長昌寺像は、特異な形とはいえ莎髻を結び、天地眼、牙上下出となっているのはやはり不動十九観を造形化したものに違いない。ただし巻髪でない点は玄朝様以前の古い形を残しており、その陰々たる忿怒相も玄朝様以前のものといえよう。製作年代の上からいっても玄朝様とは別に十九観の造形化を試みた早い一例として注目すべき遺品である」¹³⁾と解釈しており、先行研究では本稿で取り上げる作例のような相貌を示す作品の背景には、安然の不動十九観が一つの典拠として取り上げられている。

安然撰『不動明王立印儀軌修行次第』¹⁴⁾に見られる不動十九観には、19の観想の過程として以下の記述がみられる。

1. 此尊大日化身
2. 明中有阿路哈唎四字
3. 常住火生三昧
4. 現童子形身卑肥満
5. 頂有七沙髻
6. 左垂一辮髮
7. 額有皺文形如水波
8. 閉左一目開右一目
9. 下齒喫上右唇。下左唇外翻出
10. 緘閉其口
11. 右手執劍
12. 左手持索
13. 喫行人殘食
14. 安坐大盤石
15. 色醜青黒
16. 奮迅忿怒
17. 遍身迦楼羅炎
18. 變成俱利伽羅大龍纏劍
19. 變作二童子給仕

このうち、頭部の図像に関わる観想の文言は、5. 頂有七沙髻 6. 左垂一辮髮 7. 額有皺文形如水波 8. 閉左一目開右一目 9. 下齒喫上右唇。下左唇外翻出 10. 緘閉其口の6つの観想に見られる。このようなイメージを満たす不動明王として先にあげた醍醐寺所蔵『不動図巻』に収録される「不動御頭（玄朝様）」や京都・青蓮院の不動明王二童子像（通称：青不動）がしばしば取り上げられる。

これらの画像は確かに先の5～10の要素を満たしており、修法の中で行われる不動十

九観において「不動御頭（玄朝様）」や青蓮院の青不動のような姿が観想された可能性も高いが、一方で不動十九観の文言の中には“巻髪”であることは特に示されておらず、頭髪の表現に関わる5. 頂有七沙髻と6. 左垂一辮髪の文言も、それが具体的にどのような姿を指すものかについては解釈の仕方によって幅が存在するように思われる。

不動十九観では“七沙髻は頂に有る”と表現されることから、頭頂部に七束の花形に結った髻をあらわすのがイメージとしては相応しく、そのような頭頂の「七沙髻」と別に左に一つの辮髪を垂らす姿をあらわす作品が平安後期以降の作品に圧倒的に多いことも確かである。

小松寺像(1)について津田徹英氏が「小松寺像も頭頂に頂髻をあらわすことから、天冠台より上の頭髪全体を頂髻とみる意識は希薄であったようである。とすれば、ここに三連菊座を額上髪にあらわすことで、同じ花飾りでありながら「莎髻」の表象を意識的に避けた造像の展開が浮かびあがることになるであろう（中略）小松寺像が特筆されるのは、弁髪を頂髻から伸ばしてあらわすことにある。それは弁髪が頂髻と同一という本来のありようを正しく認識しており、頂髻の結髪表現を蝶結びとしたことも、弁髪における「七結髪」との重複を避けるためであったとみなし得る¹⁵⁾と指摘するように、小松寺像(1)は教理に適う形でその姿が選択され、造形化されており、その表現は不動明王全体の作品の中では数の限られた異例ではあるものの、根拠なく奇異さや斬新さが追求された異形の尊像ではないことが注目される。

不動明王の経軌や修法次第には、特にその観想法に関する部分に頭部に関わる作法がみられ、具体的には頭頂部で髪を結び、辮髪を垂下する姿を観想する記述がある。

不空訳『金剛手光明灌頂経最勝立印聖無動尊大威怒王念誦儀軌法品』（以下、『不動立印軌』）の「十九布字観」を説く記述の中には、「頂上安長欠而成於頂相」→「企孕安頭上成就尸佉髻」→「棄布於頭左成一髮索垂」という観想の過程がある。この十九布字観は不動明王の修法次第の中にも一つの作法として取り入れられるものである¹⁶⁾（図版29）。『不動立印軌』の中の画像法に記される不動明王の姿には頭頂部の表現について明確な描写はないが、「右（左？）垂一索髪」という頭髪の特徴とともに、「左目而現眇」という眇める左目の特徴が記されており、この点を含めて考えると、特に安然の不動十九観に限らず『不動立印軌』に説く観想法や画像法をもとに礼拝対象として造形化された尊像がこれらの像であると捉えることもできると思われる。

ただ、『不動立印軌』には七つの結髪については文言が見られないため、7つの括りがあらわされる尊像に対して用いられた次第は『不動立印軌』だけではなく、不空訳『三巻底哩経』など別の經典も合わせて編まれた修法次第ということになり、尊像の図像も複数の経軌の解釈を踏まえて再構築されたものと言えらう。

不動十九観と異なる観想法では、例えば『別尊雜記』不動に収録される一つの観想法に以下のようなものがある。

「**𑖀**成大寶樓閣。内有 **𑖀** 字。成寶盤石。上有 **𑖀** 字變成劍索。𑖀 𑖀 轉成不動明王本是大日如來久成正覺。依本願故假爲使者。而童子肥滿形也首髮赤如莎草身色紺青調伏也頂一髻表無二慈左垂七結表七覺分面門水波文六道疲勞相也閉左目表掩大悲開右目降魔相也二牙出現呵天魔相也閉其口絶諸戲論也右手執銳劍殺害煩惱魔怨相也左手持繩索攝縛魔怨引攝菩提相也遍身現火焰如來惠火燒外道邪智也二童子侍立順逆二道也忿怒眷屬三十七尊皆悉忿怒形圍繞恭敬¹⁷⁾

この観想法では、「頂一髻」、「左垂七結」という頭髪に関する記述とともに、その相貌は「閉左目開右眼」、「二牙出現」、「閉其口」という特徴が記され、頭頂での結髪、垂下する辮髪にあらわす七つの結び、左眼を閉じて右眼を開き、閉口して二牙をあらわす特徴が明示されており、その姿は本稿で取り上げる作例にも適うものと言える。

「高雄曼荼羅様」や「三井様（円珍様）」の不動明王のように唇を嚙む（図版30）のではなく、「口を閉じること」に一つの意味を持たせている点では、への字に口を結ぶ表情も「諸の戯論を絶つ」ことをあらわす上で適した表現と捉えられる¹⁸⁾。

また、この観想法では牙の表現について「二牙出現」と記すのみで、その状態がどのようなものであるか詳しい文言は記されていない。

この観想法は、不動十九観とは異なる頂髻や結髪に関する解釈を示すものであり、特に「左垂七結」という表現は、大聖寺像や小松寺像(1)のような表現とも適う点が注目される。

このように見てくると、広い意味では水野氏が指摘されるように『大日経疏』の文言が頭頂部での結髪や左眼を閉じ、閉じた口元から牙をあらわす不動明王像の背景にはあり、また諸経軌をもとに修法次第が編まれていく中で生まれた安然の不動十九観¹⁹⁾という観想法もそのうちの一つではあるが、それとは別の形で編まれた修法次第の中での観想法もこのような不動明王像が具体的な姿として制作された背景にはあったのではないかととも考えられる。

本稿で取り上げた作品が、これまで指摘されてきたように、安然の不動十九観という観想法に基づく不動明王像が具体的に造形化されていく中で「玄朝様」のような姿に至る過程であらわれた一つの姿と捉える見方ももちろんできるが、一方でその姿は特に不動十九観という観想法以外にも典拠を見出すことができるものでもあり、必ずしもこうした尊像の背景に安然の不動十九観を意識する必要もないのではないかととも思われ、それは静岡・金龍院の不動明王坐像のような作品にも言えることではないだろうか。

特に重要な特徴の一つである相貌に関しては、和歌山・南院の不動明王立像（浪切不動）にも見ることができることから、平安時代中期に活躍した画僧・玄朝がこのような相貌の不動明王を独自に創出したのではなく、請来図像の中に既に一つのスタイルとしてこのような相貌の不動明王が存在した可能性も考えられる。

特に南院像の頭頂部の結髪は類例のない独特な表現が見られるものの、辮髪はやはり頭頂部から垂下する表現がなされるとともに、その髪は巻髪を部分的にもあらわさず、直毛であることも特徴と言える。玄朝様の不動明王図像の新しきとは、安然の不動十九観の観想法に対応し、南院像には見られない花形の七莎髻の表現があらわされた点と頭髪の特徴に巻髪の表現が現れるようになった点にあると考える。

第4章 尊像の伝来背景について

本稿で取り上げた①～⑤のような尊像の背景となる不動明王の図像がどのような経緯で房総地方に伝わり、また一つの規範として広がったのかを立証するための十分な資料はないが、先行研究の中で山岸公基氏は千葉市・光明寺の逸亡鐘の銘〔元禄4年（1691）、金剛授寺栄慶撰〕に記される銘文の内容を踏まえ、千葉氏をはじめとする忠常流平氏の間に不動信仰を根づかせた人物として、平忠常の子で長保2年（1001）に金剛授寺をひらき初

代座主となった覚算という人物をあげている。また、山岸氏は『左経記』長元4年6月11日条に長元の乱の際に源頼信が忠常の子法師某を伴って京から下向したことを示す記事があることも合わせて指摘している。仮に覚算がこのような不動明王図像を伝えた人物であったとすれば、当地とのつながりを背景に一地域において一つの不動明王図像が広がりを見せた妥当性を感じさせるものがある。

また、浜名徳順氏は、本稿で扱う5体のうち、宝泉像と小松寺像(1)を含む房総地方に残る不動明王・毘沙門天を一对で安置する作例の考察²⁰⁾の中で、それらの作例は全て天台宗に関する寺院にあること、また安置される寺院のほとんどが慈覚大師円仁の創建・中興を唱え、山岳仏教的な要素を持つ寺院であることを指摘している²¹⁾。また、これらの寺院に安置される仏像は、10世紀末から11世紀前半という房総の平安彫刻の初源期に制作された仏像で、それらは天台系で、図像などにそれなりの高いレベルの知識を持って制作されたものであることを指摘している。さらに、そうした状況から房総に本格的に平安仏教を移入したのは天台僧で、その活動は県内全域に及ぶような組織的なものであったこと、またその時期は慈恵大師良源(912-985)とその流派の隆盛期に重なるもので、彼らが教線を拡大するにあたって流祖と仰ぐ慈覚大師の伝説を残したことも十分にありうることを指摘している。

山岸氏の指摘する覚算がどのような血脈を持つ僧侶であったのかは分からないが、例えば「山前唐院之本」の添え書きをもつMOA美術館所蔵『諸尊図像』のうちの「普賢延命曼荼羅」にあらわされる不動明王²²⁾に頭頂で髪を蝶結びにする姿が見られることから、本稿で取り上げた不動明王像の図像の出自として、前唐院すなわち円仁からの流れを意識する背景があった可能性や、慈覚門流を意識する僧あるいはその集団の中で一つの信仰対象として選択されたのがこのような不動明王の姿であった可能性も考えられるかもしれない。

ただ、浜名氏があげた良源がその指導的な立場にあるかどうかという点では、本稿で取り上げた不動明王の姿が、良源の指導下で信仰されたもので、それが教線の拡大の中で房総地方にもたらされたと考えるのは、中央及びその流行の影響を受けた地方における10世紀末以降の不動明王像の展開をみるとやや難しいようにも思われる。

房総半島には君津市・大正寺の不動明王坐像(10世紀)のようによむる弘法大師様を示す不動明王像が本稿で取り上げた5例よりもやや早い時期に伝わっており、またやや後の時期になると陸沢町・妙楽寺像のような巻髪をあらわすタイプの不動明王も見られるようになるため、その間に位置する時期に本稿で見てきたような尊像群が見られることも、この地方へどのような法流の密教が伝播してきたのかを考える上で興味深い点と言える。

天台において10世紀末は、正暦4年(993)に円仁門流の僧たちが比叡山内にあった円珍門流の房舎を打ち壊したことで円珍門流は比叡山を下りて園城寺(三井寺)に移るなど、山門派と寺門派の対立が顕著になった時期でもあり、そのような時期に各門流の中で尊像の解釈やその表現方法にも変化があらわれ、そうした中から登場した図像の一つが本稿で見たような不動明王の姿であったかもしれない。

叡山とその周辺にはこのような姿を示す類例が残っていないため、仮に慈覚門流が背景にあったとしても、その中で信仰対象となっていた不動明王の一図像がそのまま房総地方

へと持ち込まれたのか、あるいはこの地方へ教線を拡大していく過程で一つのシンボリックな不動明王の姿として新たに表現されたものなのかは分からない。しかし、経軌や修法次第と照らしてもこれらの尊像が教理に通じた僧侶の指導の下で制作された尊像であることは疑いのないことである。

おわりに

本稿では千葉県内に残る5件の不動明王像について、これらの作品を改めて整理・確認するとともに、特にその頭部にあらわされる図像の背景について若干の検討を加えた。各尊像の制作背景に関わる具体的な情報が残らないため、このような尊像が房総地域にあらわれた背景については十分な論証を行うことはできないが、本稿ではこれらの尊像の姿を安然の不動十九観にもとづく解釈から一度離れて、『大日経疏』の解釈や『不動立印軌』に見られる十九布字観とそこに記される画像法の記述、不動十九観とは異なる不動明王の観想法の事例などからの解釈を試みた。また、図像の背景に慈覚大師（円仁）からの法流を意識する僧侶、もしくはその集団を視野に入れてみたが、確実な証拠は示せないため、この点については山岸氏が東光院の伝七仏薬師像や蓮蔵院の聖観音菩薩立像などを比較対象とされたように不動明王の図像だけでなく、房総地域に残るその他の同時期の仏像に見られる図像的な特徴や信仰なども視野に入れながら今後更に検討を加えていきたい。

注

- 1) 本稿で扱う尊像とはグループが異なるものではあるが、陸沢町・普門寺所蔵の不動明王坐像（『陸沢町史研究第7号 陸沢町 寺社文化財総合調査報告1』（陸沢町教育委員会、平成17年、12頁掲載）も不動明王像としてはやや特殊な頭髪の処理が見られる作品である。
- 2) 大聖寺像には、『千葉市の仏像』（千葉市教育委員会社会教育部文化課、平成4年）に詳細な図版が掲載されるとともに、先行研究として同書所収の山岸公基「千葉市の不動明王像をめぐって」がある。山岸氏の論考では大聖像とともに長昌寺像、小松寺像も比較作品としてあげられ検討が加えられている。長昌寺像に関しては、水野敬三郎「長昌寺蔵 不動明王坐像」（『國華』106(8)、平成13年）や陸沢町教育委員会編『平成13年度千葉県指定有形文化財 木造不動明王坐像保存修理報告書』（宗教法人長昌寺、平成14年）及び同報告書所収の水野敬三郎「長昌寺不動明王坐像について」がある。宝泉寺像に関しては、不動明王、毘沙門天を一对とすることに關する論考ではあるが『房総の神と仏』（千葉市美術館、平成11年）所収の浜名徳順「不動明王・毘沙門天を一对で祀る安置法について—その由来と房総における展開—」の中で小松寺像とともに触れている。小松寺像に関しては、先の山岸論文、浜名論文の他、長南文化研究室河本雅史編「諸尊像の修理報告書」（宗教法人小松寺、平成16年10月）の中で(1)、(2)両像ともに解説が記されている。また、津田徹英「滋賀・錦織寺不動明王立像の周辺—不動明王彫像の額上髪にあらわされた花飾りへのまなざし—」（『佛教藝術』299号、毎日新聞社、平成20年）の中でも小松寺像の頭髪の表現や三連菊座をあらわす花飾りについて触れられるとともに、大聖寺像や長昌寺像についても取り上げている。
- 3) 陸沢町・長昌寺像に関しては平成27年8月21日に陸沢町歴史民俗資料館の展示室において拝見した。いすみ市・宝泉寺像は平成27年12月22日に、南房総市・小松寺の2像は平成27年9月3日に拝見した。各像の拝観にあたりご高配を賜りました陸沢町歴史民俗資料館館長・久

野一郎様、いすみ市郷土資料館学芸員・嶺島英寿様、小松寺御住職・大沼圭真様には心より御礼申し上げます。

- 4) 『千葉市の仏像』(千葉市教育委員会社会教育部文化課, 平成4年)。大聖寺像に関しては同書所収の山岸公基「千葉市の不動明王像をめぐって」でも、本稿で扱う長昌寺像, 小松寺像などとともに詳細な考察が行われている。
- 5) 陸沢町教育委員会編『平成13年度千葉県指定有形文化財 木造不動明王坐像保存修理報告書』(宗教法人長昌寺, 平成14年)
- 6) 調査の際、腕を右肩に嵌めて撮影したが、震動などに伴い落下して破損する可能性も考えられるため、当初のように外して下に置く形を選択した。
- 7) 長南文化研究室河本雅史編「諸尊像の修理報告書」(宗教法人小松寺, 平成16年10月)
- 8) 平安時代の不動明王像の中には頂部に突起あるいは、柄穴を残すものの、当初の状態がどのようであったかまでは明確でない作品が幾つかあり、突起を残すものでは奈良・円證寺像, 滋賀・伊崎寺像, 大阪・常福寺像などがあり、柄穴を残すものでは滋賀・善水寺像などがあげられる。
- 9) 牙の表現に関しては水野敬三郎「長昌寺不動明王坐像について」(陸沢町教育委員会編『平成13年度千葉県指定有形文化財 木造不動明王坐像保存修理報告書』(宗教法人長昌寺, 平成14年所収)でも指摘されている。
- 10) 先掲水野論文。このような姿は大正図像3, 『別尊雑記』の図像No.112普賢延命曼荼羅にも見られる。
- 11) 先掲山岸論文
- 12) 『大日経疏』に説く不動明王の姿は、「畫不動明王。如來使者。作童子形。右持大慧刀印。左持羂索。頂有莎髻。屈髮垂在左肩。細閉左目。以下齒嚙右邊上脣。其左邊下脣。稍翻外出。額有籬文。猶如水波狀。坐於石上。其身卑而充滿肥盛。作奮怒之勢極忿之形。是其密印標幟相也。此尊於大日花臺。久已成佛。以三昧耶本誓願故。示現初發大心諸相不備之形。爲如來僮僕給使執作諸務。所以持利刃以羂索者。承如來忿怒之命。盡欲殺害一切衆生也。羂索是菩提心中四攝方便。以此執繫不降伏者。以利慧刃。斷其業壽無窮之命。令得大空生也。若業壽種除。則戲論語風亦皆息滅。是故緘閉其口。以一目視之意。明如來以等目所觀一切衆生無可宥者。故此尊凡有所爲事業。唯爲此一事因緣也。鎮其重障盤石。使不復動。成淨菩提心妙高山王。故云安住在盤石也。」である。特に頭髮・面部の表現については、「頂有莎髻。屈髮垂在左肩。細閉左目。以下齒嚙右邊上脣。其左邊下脣。稍翻外出。額有籬文。猶如水波狀。」という記述が見られるが、この文言の中には長昌寺像に見るような辨髪を六ヶ所括るような表現の記述は見られない。
- 13) 先掲註4)論文
- 14) 『日本大藏經』天台宗密教章疏三, p.167
- 15) 津田徹英「滋賀・錦織寺不動明王立像の周辺—不動明王彫像の額上髪にあらわされた花飾りへのまなざし—」(『佛教藝術』299号, 毎日新聞社, 平成20年)
- 16) 津田徹英「醍醐寺靈宝館所蔵 五大明王像考」(『佛教藝術』255号, 毎日新聞社, 平成13年)でも十九布字観と不動明王坐像との関係性が考察されている。醍醐寺像の場合、七つの括りをあらず辨髪とは別に頭頂部に結髪の表現がなされた可能性が指摘されている。
- 17) 大正図像3, 337頁c~338頁a
- 18) 中国の現存作例においてへの字に口を閉じ、二牙をあらず不動明王には、北宋時代の作品だが開封市繁塔の磚の中に見ることができる。『誕生!中国文明』図録, 151頁参照(読売新聞社, 大広, 平成22年)
- 19) 庄子晃子氏は不動十九観は善無畏訳『尊勝仏頂破地獄法』を骨組みとして『大日経』、『大日

房総地方に伝わる不動明王の一図像に関する考察

経義釋』、『底哩三昧耶經（三卷本）』、『立印軌』、『不動使者法』、『安鎮国等法』などを合わせて作られていることを指摘されている。（庄子晃子「十九観について—不動明王図像との関連において—」（『金沢文庫研究』第19巻3号，昭和48年）

- 20) 浜名徳順「不動明王・毘沙門天を一对で祀る安置法について—その由来と房総における展開—」『房総の神と仏』（千葉市美術館，平成11年）所収。宝泉寺像，小松寺像(1)に関しては当初から毘沙門天と対になる形で制作された不動明王立像とは言えないため，不動・毘沙門一对形式の伝播ということでは十分な証拠とは言えない。
- 21) 本稿で扱う5像の安置される寺院のうち大聖寺は円珍開基とされている。
- 22) この不動明王は頭に冠帯をあらわす点，頭頂部に髪をまとめ蝶結びとし，残りの髪をやや捻って辮髪として垂下する点など，今回取り上げる尊像に非常に近い特徴をあらわす白描図像である。ただし，面貌に関しては左眼を細めるものではなく，口元に牙をあらわさない点も違いが存在する。

〔図版出典〕

図版1，2は『千葉市の仏像』（千葉市教育委員会社会教育部文化課，平成4年）より，
図版27～29は『画像不動明王』（同朋舎出版，昭和56年）より転載。その他の図版は筆者撮影。



図版1 大聖寺・不動明王坐像



図版2 大聖寺・不動明王坐像(頭部左斜側面)



図版3 長昌寺・不動明王坐像



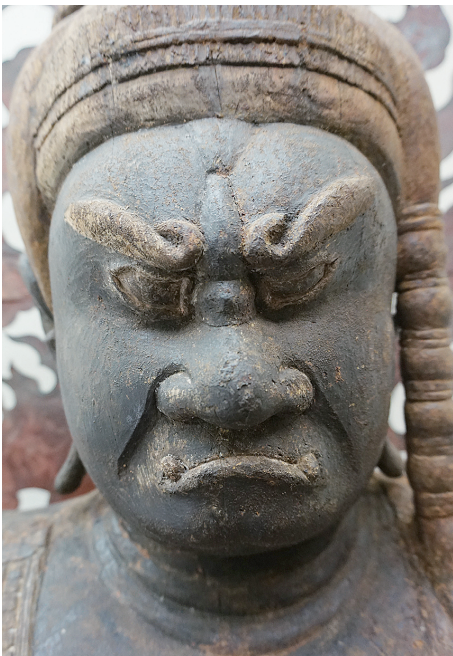
図版4 長昌寺・不動明王坐像(頭部左斜側面)



図版5 長昌寺像（頭部右斜側面）



図版6 長昌寺像（頭部左側面）



図版7 長昌寺像（面部）



図版8 長昌寺像（頭頂部の髪の毛の結び）



図版9 宝泉寺・不動明王立像（部分）



図版10 宝泉寺像（頭部左斜側面）



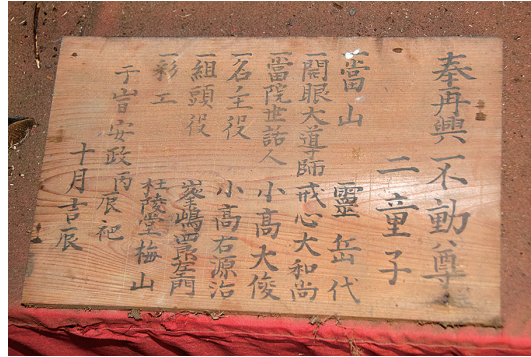
図版11 宝泉寺像（頭部右斜側面）



図版12 宝泉寺像（像内・現状）



図版13 宝泉寺像（像に書かれる墨書）



図版14 宝泉寺・不動尊二童子の再興札



図版15 宝泉寺像・童子（不動の右）



図版16 宝泉寺像・童子像（不動の左）



図版17 小松寺・不動明王立像



図版18 小松寺像（面部）



図版19 小松寺像（頭部左斜側面）



図版20 小松寺像（頭頂での髪の毛の結び）



図版21 小松寺・不動明王立像(2)



図版22 小松寺像(2) (面部)



図版23 小松寺像(2) (面部左斜側面)



図版24 小松寺像(2) (面頂部)



図版25 小松寺像(2) (面部右側面)



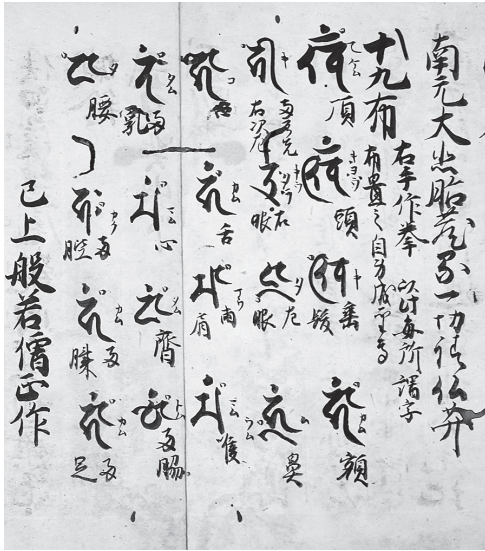
図版26 小松寺像(2) (面部左側面)



図版27 MOA 美術館所蔵『諸尊図像』のうち普賢延命曼荼羅図にあらわされる不動明王



図版28 醍醐寺所蔵『不動図巻』のうち「不動御頭(玄朝様)」



図版29 『不動明王略次第』（個人蔵）の中の十九布字観の文言



図版30 醍醐寺所蔵『不動図巻』のうち「高雄曼荼羅様不動明王像」